最終更新日：2017年5月25日
株式会社 プレナス
代表取締役社長 塩井　辰男
問合せ先：経営管理室 03-6892-0304
証券コード：9945
https://www.plenus.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、様々なステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しております。創業精神「はじめに消費者ありき」を理念の原点とし、「食」に関わる事業を通じて、お客様に喜んでいただくこと、お客様に満足していただくこと、お客様が健康であることを最も大切な目標と認識し、お客様の視点で考え、行動してまいります。
その実現のため、公正かつ透明性の高い意思決定と迅速な業務執行が行われるコーポレート・ガバナンス体制の確立が重要であると考えております。

当社は、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」であり、執行役員制度を採用しております。これにより、取締役会機能の強化及び経営の透明性の確保と効率性の向上を図ると共に、業務執行の権限と責任の明確化及び重要な課題に対し、より迅速かつ柔軟に対応できる経営体制を整備しております。この経営体制のもと、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則2－2－1】
当社は、平成22年3月に、創業精神や行動基準等を明文化した「プレナスクレド」を導入・配布し、全体会議や朝礼での唱和等を通して、理解浸透及び周知徹底に努めております。当期より、これらの行動準則が広く実践されているか否かについて、定期的に従業員へのアンケート調査を行い、その結果について、取締役会でも適宜レビューを実施することで、実質的な行動準則の趣旨や精神を尊重する企業文化・風土の維持・定着を図ります。

【補充原則2－5－1】
当社は、内部通報窓口として「ヘルプライン」及び「ハラスメント相談」という2種の窓口（専用回線を使用）を設置しております。また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備し、「ヘルプライン」につきましては警察OB社員、「ハラスメント相談」については人事部女性社員をそれぞれ専任の担当者として配置し、運用しております。従来は、これらの窓口について、担当取締役が運用状況の確認を行っておりましたが、当期より、経営陣から独立した機関である監査等委員会でも相談内容を確認することとし、内部通報に係る体制の強化を図ってまいります。

【補充原則4－1－2】
当社は、決算短信等に目標とする経営指標を掲げ、株主との共有認識を醸成できるよう努めております。経営環境の変化に迅速かつ効果的に対応し、株主の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、中長期的な経営戦略を公表すると共に、事業単年度ごとの業績の見通しを公表することとしております。

【補充原則4－11－3】
当社は、平成27年5月に、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」に移行しました。監査等委員会は取締役会に対する監査・監督機能を有し、また、各監査等委員は取締役会に出席し、議決権を行使することができることから、これにより、取締役会全体の実効性が高められたと認識しております。
なお、当期より、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を定期的に実施することとしており、その結果については、当社HP等での開示を予定しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4．いわゆる政策保有株式】
当社では、上場企業の株式を積極的に保有する方針ではありませんが、取引先との関係の維持・強化を通じて、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断する場合には政策保有株式として保有いたします。保有銘柄の状況につきましては、四半期ごとに確認し、必要に応じて報告を行っております。
また、政策保有株式の議決権につきましては、株主価値が大きく毀損される事態やコーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合等を除き、取引先との関係強化に資する方向で行使することとしております。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
当社は、関連当事者間の取引につきましては、該当する取締役を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議しております。なお、当社では、利益相反取引の状況等について取締役会での報告を求めており、事業年度末には全ての取締役に対して調査票を配布し、確認を実施しております。

【原則3－1．情報開示の充実】
1　当社の企業理念・経営戦略・経営計画につきましては、当社ホームページ（https://www.plenus.co.jp）や決算説明会資料、事業報告書（株主の皆様へ）にて開示しております。

2　当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、様々なステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しております。創業精神「はじめに消費者ありき」を理念の原点とし、「食」に関わる事業を通じて、お客様に喜んでいただくこと、お客様に満足していただくこと、お客様が健康であることを最も大切な目標と認識し、お客様の視点で考え、行動してまいります。

その実現のため、公正かつ透明性の高い意思決定と迅速な業務執行が行われるコーポレート・ガバナンス体制の確立が重要であると考えております。
平成27年5月に当社は、執行役員制度を導入すると共に、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」に移行しました。これにより、業務執行の権限と責任の明確化及び重要な課題に対し、より迅速かつ柔軟に対応できる経営体制の整備と、取締役会機能の強化及び経営の透明性の確保と効率性の向上を図っております。この経営体制のもと、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

3　当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、「固定報酬」と「株式報酬型ストックオプション」から成ります。「固定報酬」は、毎年、株主総会で選任される取締役が、その後の取締役会で社長を選任し、社長が支給額を決定しております。「株式報酬型ストックオプション」は、中長期的な企業価値の向上への貢献意欲を高めることを目的として導入いたしました。また、執行役員を兼務している取締役の報酬は、執行役員としての「固定報酬」と、会社業績に連動して金額が決定する「業績連動報酬」が、前述の報酬に加わります。なお、社外取締役の報酬は「固定報酬」のみとしております。
監査等委員である取締役の報酬は、監査の中立性及び独立性を確保するため「固定報酬」のみとしており、監査等委員会での協議により支給額を定めております。いずれの取締役の報酬も、株主総会において承認いただいた報酬限度額の範囲内で支給いたしております。
当社取締役の報酬の決定に関する方針につきましては、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。

4　当社取締役候補者の選定に当たり、社内取締役につきましては、社内実務面での実績が認められた管理職社員の中から、特に経営的な資質に優れ、かつ法令遵守の意識が高い人材より、監査等委員会の意見を踏まえ社長が提案し、取締役会で決議しております。また、社外取締役につきましては、東京証券取引所が定める独立性基準に則り、企業経営等の分野で高い知見を有し、取締役会における適切な意思決定及び経営に対する監督機能の強化のために手腕が発揮できる人材より、監査等委員会の意見を踏まえ社長が提案し、取締役会で決議しております。
なお、当社取締役の指名方針につきましては有価証券報告書に開示しており、社外取締役の指名方針につきましては株主総会の招集通知にも掲載しております。

5　当社取締役会は、上記4の指名方針にて選任した取締役候補者について、株主総会の招集通知及び有価証券報告書に略歴等を掲載・開示しております。なお、社外取締役につきましては、個々の選任理由を株主総会の招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書にて掲載・開示しております。

【補充原則4－1－1】
　当社取締役会は、「取締役会規則」にて取締役会での決議事項を具体的に定めております。また、取締役会では決議しない事項につきましては、「職務権限規程」にて当社取締役及び執行役員の決裁基準等を明確に定めております。
　なお、当社は、業務執行の権限と責任の明確化及び重要な課題に対し、より迅速かつ柔軟に対応できる経営体制の整備を目的とし、平成27年5月に執行役員制度の導入及び過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」に移行し、その際に、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定款に規定しております。

【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】
　当社は、社外取締役として、東京証券取引所が定める独立性基準に則り、企業経営等の分野で高い知見を有し、取締役会における適切な意思決定及び経営に対する監督機能の強化において手腕が発揮できる人物を4名選任しております。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　当社は、独自の独立性基準は策定していないものの、東京証券取引所が定める独立性基準に則り、企業経営等の分野で高い知見を有し、取締役会における適切な意思決定及び経営に対する監督機能の強化のために手腕が発揮できる人物を社外取締役として選任しております。なお、独自の独立性基準の策定に関しましては、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4－11－1】
　当社取締役会の人数につきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）は15名以内、監査等委員である取締役は5名以内と定款で定めております。また、取締役会は、各事業本部の社内実務に精通し、その知識・経験・能力を十分に有する取締役ならびに高い識見及び経営者としての豊富な経験や、会計等の分野で専門的な知見を有する社外取締役で構成されております。取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名おり、その内の1名は社外取締役であります。また、監査等委員である取締役は4名おり、その内の3名は社外取締役であります。取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模につきましては、今後も、当社にとって最適となることを意識した構成に努めてまいります。なお、取締役の選任に関する方針と手続につきましては、【原則3-1-4】をご参照ください。

【補充原則4－11－2】
　当社の社外取締役は、他の上場会社等の役員を兼務しておりますが、その社数は合理的な範囲内であると考えております。また、当社の社内取締役は、他の上場会社等の役員を兼務しておらず、当社の取締役としての業務に専念できる体制となっております。取締役の重要な兼任の状況につきましては、事業報告および有価証券報告書で開示しております。

【補充原則4－14－2】
　当社は、社内取締役につきましては、特に経営的な資質に優れ、かつ法令遵守の意識が高い人材より選定しており、また、社外取締役につきましては、企業経営等の分野で高い知見を有し、取締役会における適切な意思決定及び経営に対する監督機能の強化のために手腕が発揮できる人材より選定しているため、取締役としての役割や責務につきましては十分に理解していると認識しております。そのため、必要に応じて研修等の機会は提供しておりますが、定期的な研修等は行っておりません。各取締役は必要な知識の適切な更新等に努めるため、必要に応じて外部のセミナー等に参加しております。その際の費用につきましては会社に請求できることとしております。加えて、当期より社外取締役を含む全取締役を対象に外部のセミナー等を案内することで、必要な知識の適切な更新等を行うことができる体制の強化を図ってまいります。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】
　当社では、株主との対話（面談）につきまして、経営管理室を窓口として対応しており、必要に応じて取締役（または執行役員）が対応しております。また、関連部署とはIRに関連する情報共有を密にすることで、日常的に連携を図っております。
　その他の取組みとしては、経営管理室を窓口として電話取材や個別面談に積極的に対応しております。また、月次の売上や店舗数の状況を当社ホームページ上にて開示すると共に、半期に1回、投資家向けの決算説明会を開催し、社長が説明を行っております。
　株主との対話において把握された意見等につきましては、必要に応じて取締役に報告し、情報共有を図っております。
　株主との対話の際には社内規程（内部情報管理及び内部者取引に関する規程）に従い、インサイダー情報の取扱いに留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
塩井　末幸	8,414,478	18.95
有限会社塩井興産	3,386,327	7.63
合同会社リフレーミング	2,912,000	6.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,163,600	2.62
株式会社福岡銀行	1,151,560	2.59
塩井　辰男	1,137,661	2.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(りそな銀行再信託分・株式会社西日本シティ銀行退職給付信託口)	1,080,000	2.43
塩井　高明	784,700	1.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	563,700	1.27
プレナス共栄会	526,260	1.19

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長沼 孝一郎	他の会社の出身者								△			
礒山 誠二	他の会社の出身者								○			
吉戒　孝	他の会社の出身者								○			
松渕　敏朗	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長沼 孝一郎		○	株式会社アサツー ディ・ケイの最高顧問でありましたが、現在は退任しております。当社は同社を広告代理店とする取引関係がありますが、その規模・内容から同氏の独立性に影響を及ぼす特別の関係はなく、主要な取引先に該当しません。	長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験と高い見識を、当社取締役会における適切な意思決定及び経営の監督に反映していただくため、社外取締役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に該当せず、独立した立場から監督が可能であり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断できるため、独立役員として指定しております。
				長年にわたり銀行経営に携わった豊富な経

礒山 誠二	○	○	株式会社西日本フィナンシャルホールディングスの代表取締役副社長及び株式会社西日本シティ銀行の代表取締役副頭取であります。当社は同行との間に資金の預け入れ等の取引関係がありますが、当事業年度末現在で同行からの借入金はなく、主要な取引先に該当しません。	験と高い見識を、当社取締役会における適切な意思決定及び経営の監督・監査に反映していただくため、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に該当せず、独立した立場から監督が可能であり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断できるため、独立役員として指定しております。
吉戒　孝	○	○	株式会社ふくおかフィナンシャルグループの代表取締役副社長及び株式会社福岡銀行の代表取締役副頭取であります。当社は株式会社福岡銀行との間に資金の預け入れ等の取引関係がありますが、当事業年度末現在で同行からの借入金はなく、主要な取引先に該当しません。	長年にわたり銀行経営に携わった豊富な経験と高い見識を、当社取締役会における適切な意思決定及び経営の監督・監査に反映していただくため、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に該当せず、独立した立場から監督が可能であり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断できるため、独立役員として指定しております。
松渕　敏朗	○	○	該当なし	公認会計士としての豊富な経験と高度かつ専門的な見識を、当社取締役会における適切な意思決定及び経営の監督・監査に反映していただくため、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に該当せず、独立した立場から監督が可能であり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断できるため、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部統制システムを利用して監査を行うこと、また、監査等委員の内、社内取締役1名が常勤することから、現在は監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は置いておりません。
しかしながら、監査等委員会が求めた場合、その職務を補助すべき使用人を配置するものとし、配置にあたっての具体的内容は監査等委員会の意見を参考にすることとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査部門として内部監査室を設置(8名配置)しており、業務監査を中心とする内部監査を行っております。監査結果は社長及び担当執行役員に報告すると共に、取締役会でも報告を行います。また、問題点については該当部署に随時改善を求め、改善状況のフォローを実施しております。なお、これら内部監査に係る状況につきましては、監査等委員会に対しても随時報告を行い、監査結果に関する情報交換を行います。
また、監査等委員会と会計監査人の連携状況については、1. 監査計画の策定、2. 監査実施過程、3. 監査意見形成の3段階で有機的な連携を行い、監査結果の双方向的情報交換による相互補完を行います。
上記のとおり、監査等委員会、内部監査室及び会計監査人は、相互に連携を保ち、監査の質の向上と効率化に努めます。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

・業績連動報酬制度につきましては、執行役員を対象に、報酬の一部が業績に連動する制度を導入しております。なお、執行役員を兼務している取締役に対して支給する業績連動報酬は、固定報酬と合わせて平成27年５月26日開催の第55期定時株主総会決議による報酬限度額年額350百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内)で支給いたします。
・取締役に対する株式報酬型ストックオプションにつきましては、年額70百万円以内の範囲内で、役職に応じた基準額をもとに、毎年、新株予約権を割り当てる制度であり、平成27年５月26日開催の第55期定時株主総会において決議いたしました。

なお、社外取締役及び監査等委員である取締役は、業績連動報酬及び株式報酬型ストックオプションの対象としておりません。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

付与対象者を社内取締役としている理由につきましては、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるデメリットまでも株主と共有することで、中長期的な企業価値の向上への貢献意欲を高めることを目的とするためであります。
なお、ストックオプションの付与対象は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）で現在７名であります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、全取締役の報酬総額を開示しており、平成28年2月期については、次のとおりであります。

区分	人数	基本報酬	ストックオプション	合計
取締役（監査等委員である取締役を除く）	9名	227百万円	27百万円	254百万円
（うち、社外取締役1名）		（ 3百万円）	（ －百万円）	（ 3百万円）
監査等委員である取締役	3名	20百万円	－百万円	20百万円
（うち、社外取締役2名）		（ 7百万円）	（ －百万円）	（ 7百万円）

（注）1. 基本報酬は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、平成27年５月26日開催の第55期定時株主総会決議による報酬限度額年額350百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内）、監査等委員である取締役については、平成27年５月26日開催の第55期定時株主総会決議による報酬限度額年額50百万円以内であります。
2. 上表とは別枠で、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する取締役の報酬限度額は、平成27年5月26日開催の第55期定時株主総会決議による年額70百万円以内であります。
3. 上表取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬の額には、業績連動報酬59百万円を含めております。

なお、有価証券報告書において、役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる員数を記載し開示しております。
（有価証券報告書は当社ホームページに掲載しております。）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬の決定に関する方針につきましては、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示の【原則３－１．情報開示の充実】3をご参照ください。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役への情報伝達として、取締役会の招集につきましては、定時及び臨時を含め開催3日前までに総務部から書面にて開催日時・議題等

の連絡を行い、一部の資料を除き、事前に資料を配布しております。また、監査等委員である社外取締役には、原則として3ヶ月に1回、また必要に応じて随時開催される監査等委員会を中心に、常勤である監査等委員より監査に必要な情報の提供を行い、監査の質の向上に努めます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 企業統治体制の概要
・当社は、監査等委員会設置会社であります。
・取締役会は、法令及び定款に定める事項のほか、経営上の重要な事項に関する意思決定をすると共に、取締役の職務の執行の監督を行います。取締役12名(うち社外取締役4名)で構成され、原則として月1回、また必要に応じて随時開催いたします。
・監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定等を行います。取締役4名(うち社外取締役3名)で構成され、原則として3ヶ月に1回、また必要に応じて随時開催いたします。
・経営会議は、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応することを目的とし、部門別計画の進捗状況の検証、経営課題の協議を中心に行います。業務執行取締役及び執行役員で構成され、原則として月1回、また必要に応じて随時開催いたします。
・当社は、業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
なお、取締役会における業務執行者に対する監督機能の実効性を確保するためには、取締役会を構成する取締役が社内実務に精通していることが非常に重要な要素と考えております。このため、実務面での実績が認められた管理職社員の中から、特に経営的な資質に優れ、かつ法令遵守の意識が高い人材を中心に取締役を選任しております。その一方で、社外取締役を選任することは、取締役会における適切な意思決定及び経営に対する監督機能の強化面で意義のあることと捉えており、監査等委員である取締役を含め、社外取締役4名を選任しております。

2. 会計監査の状況
当社は、会社法監査と金融商品取引法監査について、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。
なお、同監査法人と当社監査に従事する同監査法人の指定有限責任社員 業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名			所属監査法人
指定有限責任社員	業務執行社員	松嶋　敦	有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員	業務執行社員	池田　徹	有限責任監査法人トーマツ

(注) 1 継続監査年数は7年以内であるため、記載を省略しております。
2 監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。
有限責任監査法人トーマツ 公認会計士7名、その他6名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、「監査等委員会設置会社」であり、執行役員制度を採用しております。以下の理由により、当社にとってこの企業統治体制を採用することが、前述のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を実現するためには、他の体制よりも優位性があると判断しております。
・過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く、監査等委員会設置会社を選択することにより、取締役会の監督機能の強化を図り、経営の透明性の確保と効率性の向上を図ることができるため。
・取締役会は、業務執行取締役に対し業務執行の決定を大幅に委任することが可能であり、また、業務執行取締役は、その指揮の下で執行役員に業務執行を分担し、責任の明確化を図りつつ重要な課題に迅速かつ柔軟に対応することができるため。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	招集通知発送後は、その内容を自社のホームページにて閲覧できるよう、情報開示を行っております。 また、当社グループの事業に対するご理解を深めていただくことを目的に、株主総会の報告事項について映像を用いて説明するなど、株主様に分り易い総会運営に努めております。 株主総会後は、株主の皆様の議決権行使結果を自社のホームページにて閲覧できるよう、情報開示を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回（第2四半期及び期末）開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて掲載している投資家向け情報は、次のとおりであります。 ・ニュースリリース（適時開示文書等） ・月次速報 ・決算短信 ・決算説明会資料 ・有価証券報告書 ・株主総会招集通知 ・報告書（株主の皆様へ）	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署名：　経営管理室 IR担当執行役員：　一條　眞理 IR事務連絡責任者：丸山　俊也	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動基準（グループ全体の行動指針）を明文化しており、各ステークホルダーに対する姿勢のあり方を明確にしております。また、これに係る説明会の開催及びツール（小冊子）の配布を実施するなど、その理解浸透及び周知徹底にも努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、環境保護や社会への貢献を目的として、次の取組みを行っております。 ・店舗での無洗米の使用 ・フライ油リサイクルシステムへの取組み(店舗における使用済みのフライ油を配送用トラック燃料に再利用するしくみ) ・店舗でのLED(発光ダイオード)照明の使用及び太陽光発電システムの導入 また、当社グループは、多くの女性に支えられており、もっと多くの女性が活躍できる社会の実現を目指すと共に、がんばる女性を応援したいと考え、平成20年より日本女子サッカーリーグ（なでしこリーグ）のトップパートナーを務めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役、執行役員及び従業員が社会的責任を自覚し、法令はもとより定款をはじめとする社内ルール、並びに創業精神・企業理念・行動基準(グループ全体の行動指針)を遵守する精神を高められる企業風土の醸成に取り組む。このための教育、研修及び啓蒙活動を継続的かつ必要に応じ適宜行う。
また、法令違反の早期発見及び迅速かつ適切な対応を行うため「ヘルプライン」「ハラスメント相談」を設置し、これを運用する。
さらに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、断固たる姿勢で組織的に対応する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程等に従い、その保存媒体に応じて適切に、検索・閲覧可能な状態で定められた期間、保存及び管理する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の危機管理については、危機管理室が網羅的に把握し管理する。食の安全性及び衛生管理、原材料の調達に係るリスク等をはじめとする経常的なリスクについては、業務分掌規程にて定めた各部署の役割に基づき、それぞれの担当部署が中心となり、各種マニュアル等に従いこれに対処すると共に、リスク発生防止策の推進に努める。新たに認識されたリスクについては、速やかに危機管理室と担当部署を中心に対応を協議し、必要に応じマニュアル等を作成すると共に、取締役会又は経営会議で対応を検討する。なお、各種マニュアル等の作成にあたっては、必要に応じ、外部専門家の助言を得る。
また、内部監査室は各部署(各事務所や店舗を含む。)の監査を定期的に行い、マニュアル等の遵守状況を監査する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、原則として月1回、必要に応じて随時開催し、法令及び定款に定める事項のほか、経営上重要な事項に関する意思決定をすると共に、取締役の職務の執行の監督等を行う。また、取締役会は、業務執行取締役に対し業務執行の決定を大幅に委任して、取締役の職務の執行の監督機能を高める。
業務執行取締役は、その指揮の下で執行役員に業務執行を分担し、重要な課題に迅速かつ柔軟に対応する。併せて、業務執行取締役及び執行役員は、業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程に基づき、責任と権限が明確な組織体制を構築する。
さらに、経営会議を原則として月1回、必要に応じて随時開催し、業務執行取締役及び執行役員が出席の上、部門別計画の進捗状況の検証、経営課題の協議を行うことで、経営効率の向上を図る。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、各子会社に行動基準(グループ全体の行動指針)を遵守する精神を高められる企業風土を醸成することに継続して取り組むことを要請する。
また、各子会社については、関係会社管理規程に基づく管理、指導及び監査を行うと共に、その経営状態を把握するための会議を月1回開催する。
さらに、当社の執行役員が、各子会社の業務執行取締役を兼務し、経営会議において必要に応じ各子会社の重要な課題や新たに認識されたリスク等への対処について報告する機会を確保する等、グループ全体の経営効率の向上やリスク管理体制の充実を図る。
なお、法令違反の早期発見及び迅速かつ適切な対応を行うための「ヘルプライン」「ハラスメント相談」については、その範囲を当社及び子会社とする。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会が求めた場合、その職務を補助すべき従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的内容は監査等委員会の意見を参考にする。また、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

7. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき者として配置された従業員の人事(異動・処遇・懲戒等)については、監査等委員会と人事部が事前に協議を行うこととする。

8. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会は、その職務を補助すべき者として配置された従業員に対する指揮・命令権を有することとし、当社の取締役は、それに基づく当該従業員の職務の執行を不当に妨げない。

9. 当社の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員会の求めがあったときは、監査等委員会に出席し、求められた事項について説明する。また、当社の取締役及び従業員並びに子会社の役員及び従業員は、法令で定められた事項のほか、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等について認識し、又は、報告を受けた場合には、監査等委員会に遅滞・遺漏なく、かつ適切に報告するものとし、監査等委員会が監査を行う上で必要とする事項についても同様とする。
当社及び各子会社は、監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告を理由とする解雇等の不利な処分をすることを禁止する。

10. 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員は、職務の執行について生ずる費用の前払もしくは償還、負担した債務の債権者に対する弁済等を当社に求めることができる。取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、当該費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要であるか否かにつき疑義が生じた場合を除き、遅滞なくこれを処理し、十分な監査が妨げられることがないよう取り計らう。

11. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、定期的に代表取締役と情報共有を行う機会を確保されると共に、業務の意思決定に至るプロセスのほか、監査に必要な情報を把握するため、取締役会、経営会議へ出席する。また、必要に応じ、その他会議へ出席でき、資料等の閲覧も自由に行うことができる。
さらに、監査等委員会は、必要があれば内部監査室に調査を求めることができる。
なお、監査等委員会と、グループ会社の監査役(もしくはこれに相当する者)、内部監査室及び会計監査人は、相互に連携を保つ。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
　市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に屈服することや癒着することは、企業の社会的責任に反すると共に、当社グループ事業活動そのものの公正性が疑われるため、これらに対しては、断固たる姿勢で組織的に対応いたします。

・反社会的勢力排除に向けた整備状況
　反社会的勢力による不当要求行為等が発生した場合は、対応統括部署である総務部の渉外担当者（現在、警察OB社員、福岡本社及び東京本社に各1名配置）を中心に、各都道府県の警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携に努め、対応を行います。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要については、次のとおりです。

1. 基本的な考え方
当社の重要な情報管理に関する事項につきましては、行動基準（グループ全体の行動指針）の中で定められており、その内容は以下のとおりであります。
(1)基本原則（抜粋）
【厳密な情報の管理と適正な情報開示】
個人情報や会社の重要な情報の管理を厳密に行うとともに、より開かれた経営を目指して、適時・適正・公平・公正な情報開示を行います。
(2)具体的な行動基準（抜粋）
【株主、投資家に対する姿勢】
上場企業として証券市場のルールを遵守するとともに、株主を尊重した経営を行います。
イ. 利益供与に該当する行為の禁止
特定の株主に無償または、有償で財産上の利益を与えることは、法令で厳しく禁止されており、そのような行為は行いません。
ロ. インサイダー取引の禁止とルールの構築・周知
自社や取引先の発行する有価証券等について、インサイダー取引は行いません。また、インサイダー取引防止のための適切な社内ルールを定め、それを周知徹底し防止に努めます。
ハ. 正確な情報開示について
適正な株価形成のために、正確な企業情報を適時に、そして幅広いステークホルダーに対して公正に、開示・発信します。

2. 会社情報の適時開示に関する社内体制
添付の参考資料「会社情報の適時開示に関する社内体制」をご覧ください。

【 参考資料 ： コーポレート・ガバナンス体制図 】

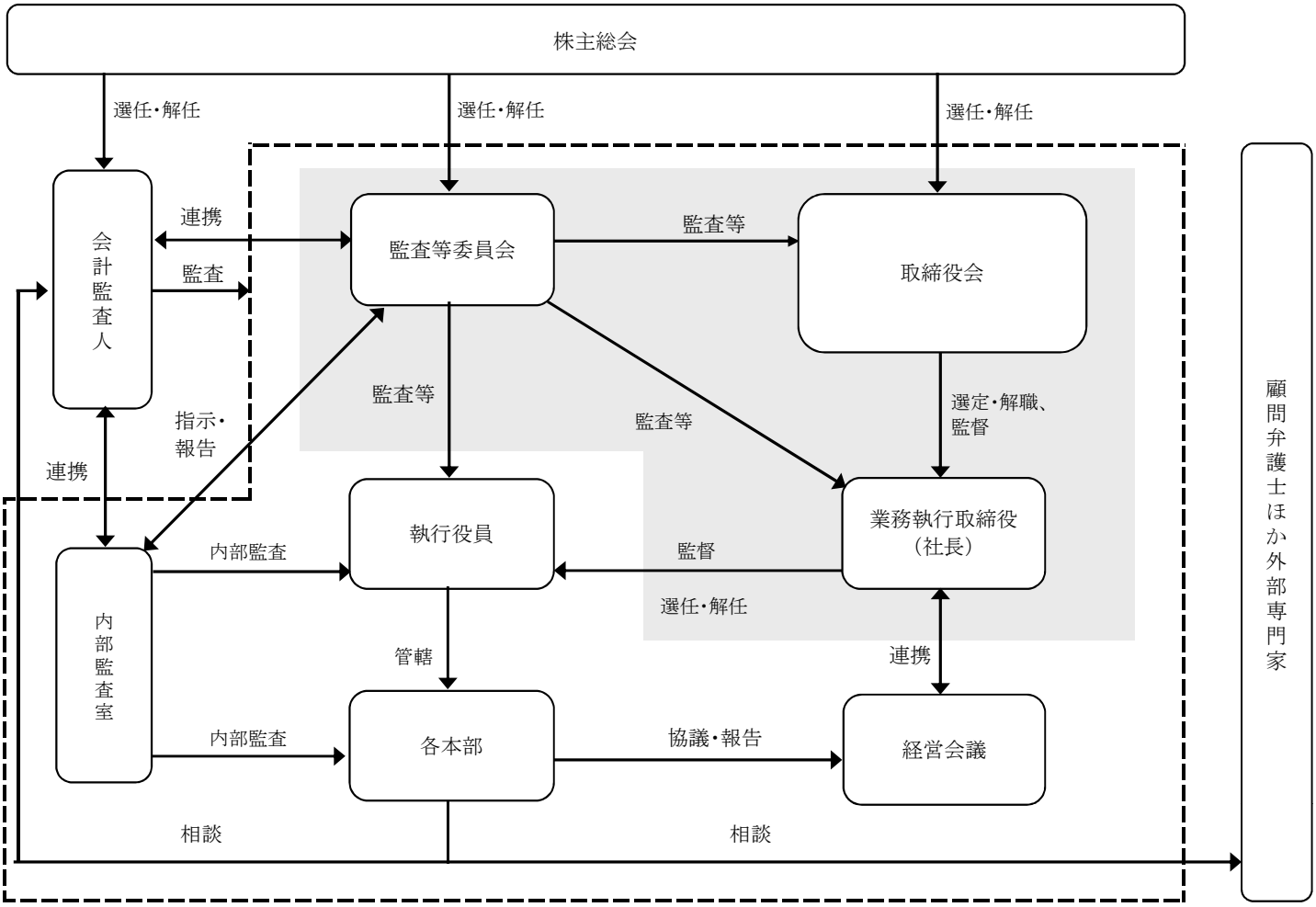

【　参考資料：　会社情報の適時開示に関する社内体制　】

(1) 現行の社内体制（フロー）

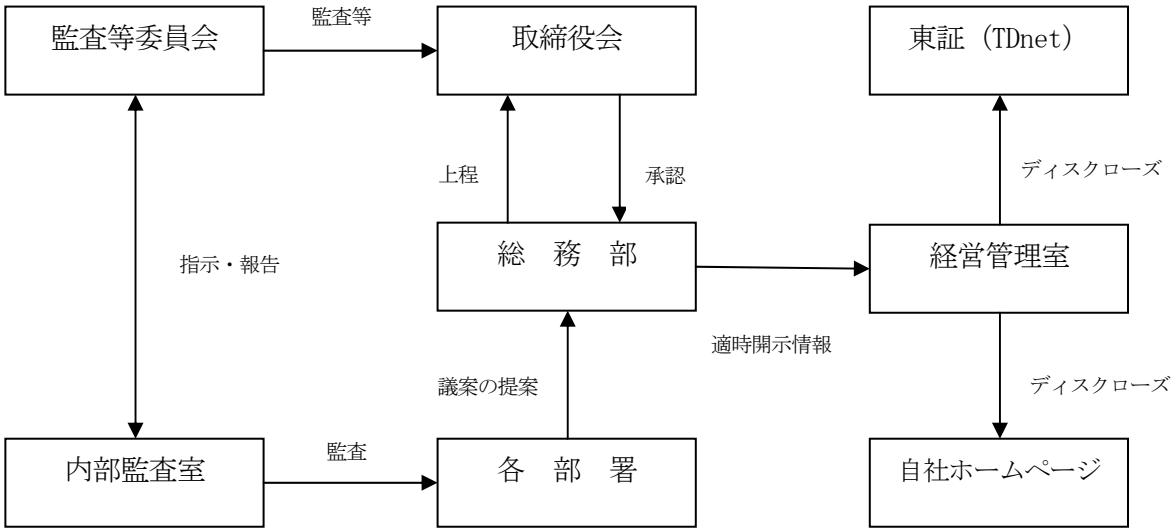

- 各部署に対しては、社内規程（次項(2)参照）による情報管理の周知徹底を図っております。また、当社グループ全体でのコンプライアンス意識を高めるため、担当部署（法務部）が常時啓蒙活動を行い実効性の確保に努めております。
- 監査等委員会は、取締役の職務の執行を監督すると共に、内部監査室に各部署の業務の監査の結果を随時報告させ、指示や情報交換を行います。
- 取締役会の運営につきましては総務部が管轄しており、適時開示情報を含む議題はすべて総務部が集約・管理しております。
- 承認された取締役会決議事項のうち、適時開示が求められる情報の取扱いにつきましては、次項(3)のとおりの対応を行っております。

(2) 社内規程

当社は、関係法令及び証券取引所の規則等を遵守し、投資判断に重要な影響を与える会社情報について、適時開示を行うことを目的とし、「内部情報管理及び内部者取引に関する規程」を定めております。

(3) 担当部署

適時開示が求められる重要な会社情報については、経営管理室が対外的なディスクロージャー業務を担当しております。ディスクローズに際してはタイムリー・ディスクロージャーを実行すべく、取締役会の承認後ただちにTDnetでの届出を行っております。

TDnet で情報が開示された後は、情報が迅速かつ幅広く行き渡るよう、自社ホームページで、併せてディスクローズしております。

以　上